

平成27年度 随意契約の公表(土木部)

※契約内容の詳細につきましては、各担当課にお問い合わせ下さい。

平成27年10月1日から平成28年3月31日までの随意契約
【土木部】

担当課	契約名称	契約締結日	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	契約金額(円)	随意契約によることとした理由
土木総務課	平成27年度道路・水路台帳更新業務	平成27年11月6日	(株)パスコ大阪支店	大阪市浪速区湊町一丁目2-3	19,506,960円	本更新業務は知識と経験を特に必要とし、システム開発業者以外の者に委託した場合、当該システムに支障が生ずる恐れがあるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)
土木総務課	八尾市道路占用システムリプレース業務	平成27年11月25日	(株)パスコ大阪支店	大阪市浪速区湊町一丁目2-3	7,324,560円	本件業務を行うためには、システムの構成、ネットワーク環境及びデータ構造等を根幹から熟知する必要があり、加えてシステム内で使用されるプログラムの著作権等にも影響を受けるため、本件業者以外では履行が不可能であるため。 (地方自治法施行令第167条第2第1項第2号該当)
下水道整備課	積算システム単価改定委託料	平成28年3月1日	富士通エフ・アイ・ピー(株)関西支社	大阪市北区中之島二丁目2-2	972,000円	当該システム改定を他社に委託した場合、著しく支障が生じる恐れがあり、システム開発者である同業者でないと当該業務を履行できないため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)
下水道整備課	八尾市公共事業設計積算システム用ソフトウェア納入業務	平成28年3月14日	富士通エフ・アイ・ピー(株)関西支社	大阪市北区中之島二丁目2-2	3,812,400円	当該システム改定を他社に委託した場合、著しく支障が生じる恐れがあり、システム開発者である同業者でないと当該業務を履行できないため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)
下水道整備課	平成27年度飛行場北排水区第116号工区(平成26年度第26工区関連)下水道工事	平成28年3月31日	(有)テック三光建設	八尾市北亀井町二丁目2-6	11,556,000円	当該工事を他社に発注した場合、著しく支障が生じる恐れがあり、関連工事受注者である同業者による施行が有利であるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号該当)